

# 法と教育学会

## 主権者教育と法教育

### 会員総会・第7回学術大会

2016年9月4日(日) 分科会・会員総会・シンポジウム・懇親レセプション

会場：立教大学 11号館 (東京都豊島区西池袋3丁目34-1)

■JR各線・東武東上線・西武池袋線・東京メトロ(丸ノ内線/有楽町線/副都心線)「池袋駅」西口より徒歩約7分

《プログラム》 ※11号館とマキムホールは3階の渡り廊下で接続しています。

- |             |   |
|-------------|---|
| 09:30～      | 受付  |
| 10:00～11:30 | 分科会〔午前の部〕(11号館2・3階, マキムホール3階教室)   |
| 11:40～12:10 | 会員総会 (11号館地下AB01教室)   |
| 12:10～13:30 | 昼休憩 (昼食は各自ご用意ください)<br>ポスターセッション (11号館1階ロビー)   |
| 13:30～15:00 | 分科会〔午後の部〕(11号館2・3階, マキムホール3階教室)   |
| 15:10～17:30 | パネルディスカッション (11号館地下AB01教室)<br>「主権者教育と法教育」<br><基調提案者> <ul style="list-style-type: none"><li>● 島袋 純 (琉球大学教育学部教授)</li></ul> <パネリスト> <ul style="list-style-type: none"><li>● 与那嶺 匠 (沖縄大学地域研究所特別研究員)</li><li>● 溝口 和宏 (鹿児島大学法文教育学域教育学系教授)</li><li>● 後藤 正邦 (弁護士)</li></ul> <司会> <ul style="list-style-type: none"><li>● 橋本 康弘 (福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授)</li><li>● 藤井 剛 (明治大学文学部特任教授)</li></ul> |
| 18:00～      | 懇親レセプション (「東明飯店」池袋駅西口から徒歩約3分)   |

《参加費等》当日お支払いください (受付では年会費のご入金はできませんのでご了承ください)

大会参加費・・・・・・・・・・会員：無料、 会員外：1,000円

懇親レセプション参加費・・会員、会員外とも：5,000円

《前日イベント参加者募集について》

事前の申込みが必要です。裏面の案内をご覧ください。

問い合わせ先：法と教育学会事務局 (公益社団法人商事法務研究会内)

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10, 2階

E-mail:gakkai@houkyouiku.jp URL:http://gakkai.houkyouiku.jp



# 分科会 発表要旨

分科会は、各発表ごとに報告 15 分＋質疑応答 10 分＋休憩 5 分の 30 分間単位です。

## 第 1 分科会 (M301 教室)

【司会：中原 朋生 (川崎医療短期大学医療保育科)】

### 発表①：マンガを使った法教育 ——法律のない村

〔発表者〕福井 竜也 (愛知県司法書士会)

愛知県司法書士会ではマンガ形式のオリジナル教材「法律のない村」を作成いたしました。それをつかい、平成 28 年 2 月に小学校 5 年生の子供と保護者を対象とした親子法律教室を開催いたしました。

### 発表②：法教育教材「こども六法すごろく」の製作と実践 ——法教育の「導入教材」として

〔発表者〕山崎 聡一郎 (一橋大学大学院社会研究科、慶應義塾大学 SFC 研究所)

昨年発表した「こども六法」に準拠した法教育教材「こども六法すごろく」の実践を通して見えてきた課題・改善点とともに、本教材の活用方や、考える授業モデルを提示する。

### 発表③：法教育紙芝居教材「解釈の力」の発達段階における違いについて II

——同じ子ども達に低学年・高学年と 2 回実践したアンケートから

〔発表者〕松本 栄次 (西宮市立段上西小学校)

福岡県司法書士会が作成した法教育教材「解釈の力」を用いて、小学校低学年において実践を行った。その 4 年後に同じ子ども達を対象にして再び実践を行った。児童の変容と発達段階の違いについて発表する。

### 発表④：法教育実践活動報告 ——これまでとこれからについて

〔発表者〕山賀 良彦 (東京都行政書士会)

平成 21 年度から今まで実践してきた法教育活動について、授業実践、指導案作成に際して気をつけたこと、考えたこと等を振り返り、これからの活動について考えていることを報告する。

### 発表⑤：日本人としての主権者教育 ——権利主張と思いやり (配慮) の比較視点を中心に

〔発表者〕山本 聡 (神奈川工科大学教職教育センター)

主権者教育も欧米の模倣で良いのか。法文化の違いはイソップ童話の翻訳に表れ、「道徳スクリプト比較研究」では野菜嫌いの日米子育て比較に注目。最近、「組体操と道徳教育」を憲法学者が批判。その根底にあるものは何か。

## 第 2 分科会 (M302 教室)

【司会：橋本 康弘 (福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授)】

### 発表①：救急車は有料化すべきか——小学生が身近な題材から憲法や政治を考える

〔発表者〕町田 祐介 (長野県千曲市立更級小学校)

「救急車」という身近な題材から問題意識をもった子どもたちが、資料を根拠に考えを深め、自分たちの生活と憲法や政治とのかかわりについて考えあった授業実践を、法教育の観点から報告する。

### 発表②：小学生が実社会を踏まえて法を判断していく思考のプロセス

——社会科 4 年「救急車は有料化すべきか」の実践を通して

〔発表者〕三浦 昌宏 (千葉市立横戸小学校)

119 番に電話をかけて救急車を呼ぶことは、子供にとって一大事である。しかし、実際には安易な理由での救急車出動が後を絶たない。それらの現実から、救急車を有料化すべきか判断していく思考のプロセスを追っていく。

### 発表③：法教育と租税教育に関する一考察 ——中学生は租税をどのように学ぶのか？

〔発表者〕金子 幹夫 (神奈川県立平塚農業高等学校 初声分校)

中学生は小学校での学びを受けてどのように租税を学ぶのか。法教育として学ぶ税と経済教育の一環として学ぶ税とを整理して、教材分析を試みた経過及びささやかな成果をまとめることが本研究の概要である。

### 発表④：広島司法書士会の親子法律教室

〔発表者〕田村 拓樹 (広島司法書士会)

広島司法書士会で毎年開催されている親子法律教室の実践報告。これまでの親子法律教室の歴史や特徴を踏まえ、昨年度開催された第 7 回親子法律教室を中心に報告する。

### 発表⑤：聴覚障害者に対する法律教室

〔発表者〕京 昭弘 (宮城県司法書士会)

障害者総合支援法の基本理念に基づいて、障害によって分け隔てられることなく共生する社会のひとつとして、法律知識の普及につとめ、法教育を実施していく

### 第3分科会 (A304 教室)

【司会：穴戸 常寿 (東京大学大学院法学政治学研究科)】

#### 発表①：不動産を借りる —— 契約の注意点・不動産広告の見方。

〔発表者〕今川 和哉 (札幌司法書士会)

大学から一人暮らしをするなど、初めて家を借りることになる高校生向け不動産賃貸講義をしています。広告から初期費用の計算、契約条件や設備の注意点、ポイントを説明します。

#### 発表②：法教育における情報法の取扱い —— 先端法分野の理論と実践を通じて

〔発表者〕長島 光一 (帝京大学法学部)

先端法分野の法教育は、身近で関心の高い課題といえるが、倫理的な側面が強く、法教育としての実践化は悩ましい。そこで、情報法を題材に、法教育としてどのように扱うのか、「考え方」に注目した実践例を紹介する。

#### 発表③：法的意思決定の意味と法教育 —— 法的判断枠組みの特徴をどう受けとめるか

〔発表者〕廣瀬 久和 (東京大学名誉教授・青山学院大学)

法教育では、現実の法制度を説明しその正当性を説けばよいのだろうか？ 法制度の中でも、特に法的な意思決定にかかわる判断枠組みの特徴を取り上げ、それが教育において有する意味を考え直してみたい。

#### 発表④：中・高等学校における労働法教育カリキュラムの検討

〔発表者〕鈴木 隆弘 (高千穂大学)

労働法教育を学校においてどのように進めていくか。本発表では、労働法教育に関連の深い高等学校公民科を中心に、学習指導要領の分析を通じ、学校における労働法カリキュラムの現状についての検討・分析を行いたい。

#### 発表⑤：国語教育 (臨床ことば学) での主権者教育 —— 丸山真男の評論を使った外部講師との協同授業

〔発表者〕札埜 和男 (京都教育大学附属高等学校)

丸山真男『『である』ことと『する』こと』を用い、若者の投票率向上を目指す学生団体「i-vote 関西」や弁護士と協同し、実際の選挙を基に web 投票を実施した。臨床こくご学での主権者教育を紹介する。

### 第4分科会 (A203 教室) 【司会：根本 信義 (筑波大学, 茨城県弁護士会) / 河村 新吾 (広島市立舟入高等学校)】

#### 発表①：「模擬選挙およびレクチャー」法律教室の実施報告

〔発表者〕後藤 冬美 (東京司法書士会)

当会では高校生を対象とした出張法律授業を実施しております。今年6月に実施した模擬選挙と選挙にまつわるレクチャー授業について、開催前後のアンケート集計結果と共に、実施報告を予定しております。

#### 発表②：アクティブラーニングによる主権者教育の試み —— 徳島県の高校における出前講座より

〔発表者〕青野 透 (徳島文理大学総合政策学部)

徳島県教委の依頼により、「主権者意識を高める教育の充実のための出前講座」として、小学校、中学校、高等学校で主権者教育を担当した。そのうち約600名を対象とした高校での事例を中心に報告する。

#### 発表③：18歳選挙に向けた法教育の実施

〔発表者〕元井 貴子 (戸板女子短期大学)

18歳選挙に向け、国会のしくみから現在の選挙制度、投票の仕方等の基礎知識習得及び投票の重要性への理解を目標とした講義を行った。この講義での実践報告、学生の意識変化の様子等を発表する。

#### 発表④：狭義の主権者教育・広義の主権者教育

〔発表者〕根本 信義 (筑波大学 / 茨城県弁護士会)

参議院選挙を前に主権者教育が実施されたが、多くは選挙の啓発活動にすぎなかった。しかし、立憲民主主義社会の主権者は、憲法が前提にする価値や原理の理解が不可欠であり、そのための授業案の構築を提唱する。

#### 発表⑤：政策選択の省察に重点をおいた主権者教育の実践

〔発表者〕吉村 功太郎 (宮崎大学大学院教育学研究科)

主権者教育は、投票経験のみに終わるものから社会的な課題を考えて判断する資質・能力の育成に至るものまで、その実践は多様である。政策立案と選択をふまえ、選択の省察に重点をおいた高校での実践を取り上げる。

**発表①：アクティブラーニングによる法教育の高等学校公民科授業実践**

〔発表者〕長束 倫夫 (千葉県立浦安南高等学校)

主権者教育が注目を浴びる中、法教育も広義の主権者教育と考える。高等学校公民科、特に学習の苦手な生徒の多い学校でアクティブラーニングによりどのように法教育に取り組んでいるのか、実践例を紹介したい。

**発表②：法教育2年生 —— 京都府立京都八幡高等学校の取組**

〔発表者〕野畑 毅 (京都府立京都八幡高等学校)

昨年度、京都八幡高校における「法教育」の取組、生徒の意識調査、各学年での取組、専門家との連携授業などについてご報告させていただき、諸先生方のご意見を頂戴できれば幸いです。

**発表③：スポーツからフェア (公正) を考える**

—— 「幻のイエローカード」 (清水書院『法むる一む』) を題材として

〔発表者〕宮島 繁成 (大阪弁護士会、近畿大学)

スポーツは子どもたちに身近な存在であり、法教育の素材として大変適している。昨年に引き続き、高校において、サッカーの一場面をもとにフェア (公正) について考える授業を行ったので報告する。

**発表④：学校における哲学対話の意義と課題 —— 「法」との対話を目指す社会科授業の提案**

〔発表者〕得居 千照 (筑波大学大学院〔院生〕)

本発表では、関東弁護士会連合会 (2016) 『わたしたちの社会と法—学ぼう・法教育』 (商事法務) において示された法の基本的価値や概念をもとに、価値や概念について自由に問い合う哲学対話の意義と課題を明らかにする。

**発表⑤：世界史授業における法教育の方略 —— 法原理理解のための市民法の歴史学習**

〔発表者〕野坂 佳生 (金沢大学法学系・福井弁護士会)、藤井 剛 (明治大学文学部)

道徳原理との境界が曖昧になりがちな近代法の諸原理を共和政ローマ以来の市民法の歴史の中に定位することにより、世界史授業として実践可能な法原理学習の方略を提言し、あわせて授業実践を報告する。

**発表①：法科大学院生・学部生による法教育授業 —— 法教育授業の実施報告とこれからの課題**

〔発表者〕今井 秀智 (一般社団法人リーガルパーク/國學院大学法科大学院)

5年間の試験期間を経て、平成26・27年度の2年に亘り都内公立中学校において、4法科大学院生が法教育授業を実施した。その実施状況の報告と、生徒に対する教育的効果と学生の臨床教育として有用性を検証する。

**発表②：大学生による法教育実践 —— 立教大学法学部山口ゼミナールの取組み**

〔発表者〕山口 敬介 (立教大学法学部)、清水 太一、麻尾 知花、桐生 葵、田尻 汐音 (以上、立教大学法学部〔学生〕)

立教大学法学部山口ゼミでは、中高生に向けた法教育授業の実践に取り組んでいる。この取組みの紹介を通じ、法学部生たちが、授業づくりにおいて何を重視したのか、そして、この取組みから何を学んだのか、報告する。

**発表③：大学生による契約と消費者保護に関わる法教育の実践**

〔発表者〕福本 知行 (金沢大学法学系)

発表者が金沢大学法学系の学生と取組んだ法教育実践の成果報告である。契約の拘束力の根拠に遡って、それを考察の道具とすることによる、この分野の法学習の充実可能性と、法学を学ぶ上での有用性とを明らかにする。

**発表④：社会福祉士養成課程における「法教育」の取組み —— 社会科再教育と専門科目との連携**

〔発表者〕岡野 大輔 (金城大学社会福祉学部)

社会福祉士には、権利擁護実践の担い手として一定の法的スキルが求められる。当該スキルの習得を前提とした法教育と、専門科目との有機的な連携を図る方策及び今後の展開について考察した結果を報告したい。

**発表⑤：教職課程「社会・地歴科教育法」における法教育の実践**

—— 裁判傍聴と法務展示資料室見学を実践して

〔発表者〕太田 正行 (慶應義塾大学教職課程センター)

立教大学において兼任講師として担当した「社会・地歴科教育法」で実践した、法教育の授業について報告する。教室で事前指導を行ったうえで、学外で行った裁判傍聴と法務資料展示室の見学を実施した実践である。

**発表⑥：教育学部における「憲法」教育の位置づけ —— 共通教育と専門教育の架橋としての役割**

〔発表者〕菊地 洋 (岩手大学教育学部社会科教育科)

教員養成課程で必修とされる「憲法」に求められる内容とはどのようなものだろうか。報告者の講義実践を通じて、「平和」、「人権」などの感覚を学生にどのように育ませるかみなさんと考えてみたい。

**発表①：米国における対立解決教育の歴史的展開と変容**

〔発表者〕 齋藤 宙治 (東京大学法学部政治学研究所)

米国における「対立解決教育」(Conflict Resolution Education)が、米国の教育政策の動向の中で、どのように展開してきたのかについて、報告する。マクロな視点から、その全体像を明らかにする。

**発表②：米国弁護士が展開するロースクール講座 ——正解のない課題とソクラティックメソッド**

〔発表者〕 ナップ 希代子 (米国ワシントン州弁護士会)

私は米国で教育を受け職務経験を積んだ弁護士としての経験を活かし、都内の企業や大学・高校における「ロースクール体験講座」を開催してきた。その内容や今後の課題について、実際の講座の一部を披露しながら、発表したい。

**発表③：法教育における「多様性」概念 ——フランスの公立小学校の取り組みを通じて**

〔発表者〕 金子 敏子 (パリ第2大学パンテオン・アサス 法学博士課程〔院生〕)

多様性概念を軸に、パリの2校を紹介する。1つめは、9～11歳の児童を対象とした授業「哲学のアトリエ」について。

2つめは、クラス分けを廃してグループ学習と「子供評議会」を教育の中心に据える伝統校について。

**発表④：専門職養成におけるプロボノ活動の導入と実践評価 ——カーディフロースクールの事例から**

〔発表者〕 種村 文孝 (京都大学大学院教育学研究科生涯教育学講座〔院生〕)

法律専門職養成においてプロボノ活動の導入と評価がどのように行なわれ、教育的機能を高めるために何がされているのかを、カーディフロースクールの事例に注目して明らかにする。

**発表⑤：アメリカでの法教育**

〔発表者〕 塩川 泰子 (第二東京弁護士会)

2015年度、南カルフォルニア大学に留学し、アメリカでの法教育に従事しました。日本よりも長い法教育の歴史をもつアメリカで、法教育がどのように社会に受け入れられているのかを発表したいと思います

**パネルディスカッション****「主権者教育と法教育」**

「18歳選挙権」を可能にした「公職選挙法の一部改正」における参議院の特別委員会の付帯決議は、次のようなものであった。

本法により新たに有権者となる若年層において、民主主義の根幹である選挙の意義等の十分な理解が進むことが本法施行の前提ともなるべき重要な事柄であることに鑑み、主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること。

この文章からわかることは、主権者教育の「役割」の1つに、選挙の意義等の十分な理解を進めることがあること、すなわち、主権者教育は、政治(参加)教育の一環として捉えることができるということである。一方で、そのような「狭義の主権者教育」だけで十分といえるのか、主権者教育のあり方については、研究者サイド、学校現場サイドだけではなく、政治サイドを含め、多様な議論が起こっている。本シンポジウムでは、主権者教育と親和性のある法教育は、主権者育成にどのように「関わっていく」べきなのか、について議論したい。そのため、主権者教育のあり方について、シティズンシップ教育の専門家の基調提案を頂いた後に、前述のテーマに関して、シティズンシップ教育の実践者の立場や、アメリカ法関連教育のカリキュラム研究者の立場から、そして、法教育の実践者の立場から、ご提案を頂く。最後に、主権者教育の在り方について、フロアとともに、前向きに意見交換出来ればと考えている。



# ポスターセッション 発表要旨

昼休憩中に 11 号館 1 階ロビーで開催します。

## 発表 A：中央大学法科大学院（CLS 法育教室）の学生による少年院での法教育活動

〔発表者〕中川 深雪（中央大学法科大学院）、前田 光貴、古賀崇之（中央大学法科大学院〔院生〕）  
少年院にて、3人がそれぞれの事情をもとに平等に分担する 1 週間の掃除当番のルールを作るという事例を題材に「話す、聞く、考える、まとめる」という話し合いの手段、思考方法の会得を目的とした法教育の実施報告。

## 発表 B：生徒の手によるコンパクト模擬裁判 ——乙姫は傷害罪か？！

〔発表者〕札埜 和男（京都教育大学附属高等学校）  
生徒の手による浦島太郎を事件化したコンパクト模擬裁判の実践について内容、意義、成果を報告する。教員は関わらず、生徒が司会進行を務めて模擬裁判を行い、参加者全員が裁判員となりグループに分かれ評議をする。

## 発表 C：関東弁護士会連合会法教育センターの考える、 法教育において習得すべき基本的価値・概念、法制度

〔発表者〕中野 仁、松尾 紀良、鈴木 啓文、佐藤 裕（以上、関東弁護士会連合会法教育センター）  
弁護士たちが、子どもたちに学んでもらいたい、法教育を概説します。何を学んでもらえばよいか、迷っている皆さん、法教育の世界に足を踏み入れてみませんか、『わたしたちの社会と法 学ぼう法教育』を道案内にして。

## 発表 D：『法むる一む 高校生からの法律相談』

〔発表者〕宮島 繁成（大阪弁護士会、近畿大学）  
ケーススタディで法にかかわる実際を学ぶ教材。実際にあったできごとなどを参考に様々な事例を 11 ケース提示。「どうしたらいいんだろう？」というポイントを丁寧に解説しています。執筆・編集は高校教員と弁護士。

## 発表 E：憲法から見た主権者教育の新展開 ——斎藤一久編著『高校生のための選挙入門』の紹介

〔発表者〕斎藤 一久（東京学芸大学人文社会科学系）、湯川 恭子（学習院女子中・高等科）  
中井 真理（東京女学館中学校・高等学校）、唐仁原 友紀（東京都立東大和南高等学校）  
18 歳選挙権実現を契機として、憲法研究者と高校教員のコラボレーションによって生まれた『高校生のための選挙入門』（三省堂）の紹介を通じて、高校生の選挙運動や政治活動等について議論したい。

## 発表 F：主権者教育の疑問に答える

〔発表者〕藤井 剛（明治大学文学部）  
本大会のテーマである「主権者教育」には、学校現場からは戸惑いや疑問が多く聞かれる。本セッションは、教員が持つ疑問を、参加者とともに議論しながら解決することを目標とする。

## 発表 G：法教育教材「こども六法すごろく」体験コーナー！

〔発表者〕山崎 聡一郎（一橋大学大学院社会研究科〔院生〕、慶應義塾大学 SFC 研究所）  
昨年の法と教育学会に於いて発表した法教育副教材「こども六法」に準拠したボードゲームが出来ました。小学校高学年から遊べる法律ゲームを是非ご体験ください。

## 発表 H：中央大学法学部編『高校生からの法学入門』（中央大学出版部）が目指すもの

〔発表者〕遠藤研一郎（中央大学法学部）  
2016 年 7 月に刊行された本書に関し、①作成に至った動機、②概要、③コンセプトと特徴、④想定している活用方法などを発表し、高校生に対する法教育の可能性について考える。

